

各位

農産課長

令和8年台風第25号等に係る被災農業者に対する支援について（お知らせ）

千葉県では、8月の千葉豪雨をはじめとして、9月6日から7日の大雨、令和8年台風第25号により、農業被害が大きかったことから、**千葉県農業災害対策資金**を発動しました。

この資金は、災害により被害を受けた農業者の経営の維持安定又は施設の復旧を図るため、再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を、千葉県・銚子市及び融資機関が協力して通常より低利な金利（末端金利0.55%）で融資するものです。

融資（借入）を希望される方は、罹災証明書発行・融資希望調査を経て融資機関から貸付を受けることとなりますので、銚子市役所農産課へ、ご相談・ご連絡下さい。

1 資金の内容（令和8年10月9日現在）

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	次期作・再生産に必要な運転資金 例：種苗、肥料、飼料、薬剤、水利費、労賃、農業共済掛金、12万円以下の農機具、簡易な施設の復旧資材など	被災した農業用施設を原状に復元するための資金 例：パイプハウス、ガラス室、畜舎など（農地の災害復旧費を除きます。）
貸付限度額	被害額の80%以内で600万円以下	被害額の80%以内で1,000万円以下
償還期間	7年以内	7年以内（うち据置2年以内）

※貸付限度額、償還期間等は変更となる可能性があります。千葉県ホームページでご確認ください。

※災害資金の使途は、**翌期の農業の再生産に必要な**経営資金及び**農業用施設の復旧**資金に限られます。

2 手続方法

- (1) 融資希望の（相談）・申出 電話で農産課の担当までご連絡ください。
- (2) 罹災証明書の発行 農産課へご来庁の際は、身分証明書と**被害状況の分かる写真（撮影日入り）**をご持参ください。
- (3) 融資希望調査 融資希望申出の際にお持ちいただきたいもの
 - 施設復旧の場合は見積書など
 - 共済金・保険金の支払見込額が分かるもの
 - 確定申告書など、農業所得を確認できるもの
 - その他必要に応じた書類の提出をお願いすることがあります。

※ (2) 罹災証明書の発行の申出と(3) 融資希望調査は、一括で行うこともできます。まずは、(1)のご連絡をお願いします。

※ 融資希望調査期限 第1回 令和8年10月26日(月) 第2回 同年11月26日(木)

- (4) 融資機関への申込み 融資機関の審査を経て、貸付が決定されます。

農産課農業振興班 担当 林
電話 24-8939 FAX 25-0277